

## はじめに



京都市長

山崎 たくし

この度、京都市では、高齢者や身体に障害のある方などが、安全・快適に安心して移動できる交通環境を整えるため、市内の全ての旅客施設や車両及び旅客施設周辺の道路などを対象としたバリアフリー化推進の指針となる「京都市交通バリアフリー全体構想」を策定致しました。

この構想は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」において市町村の責務とされている「重点整備地区」のバリアフリー化を進めるだけでなく、重点整備地区以外の駅や車両などについても、公共交通事業者などが計画的にバリアフリー化を進めていくために、京都市が独自の取組として策定したものであります。

また、この内容は、

- ① 計 14 地区を重点整備地区に選定した手順と、重点整備地区ごとの「移動円滑化基本構想」策定期間
- ② 市内の全ての旅客施設や車両及び旅客施設周辺の道路などを対象とした「バリアフリー化推進に係る基本方針」と「長期整備プログラム」

を 2 つの大きな柱として、高齢者や身体に障害のある方などに対し、市民が積極的に手助けする「心のバリアフリー」の推進についても盛り込んでおります。

今後は、この構想に基づき、重点整備地区ごとに、順次移動円滑化基本構想を策定し、駅やその周辺の道路、駅前広場などのバリアフリー化を重点的、一体的に進めるとともに、重点整備地区以外の公共交通機関の各施設や道路などについても、公共交通事業者や関係行政機関などと連携し、できる限りバリアフリー化が進むよう、積極的に取り組んで参ります。

そして、だれもが京都の生活を楽しむことができる「ひとにやさしいまちづくり」を進め、暮らしに「安らぎ」、まちに「華やぎ」のある京都のまちを実現して参ります。

結びに、この構想の策定に当たり、学識経験者、高齢者、身体に障害のある方、公共交通事業者及び関係行政機関からなる「京都市交通バリアフリー推進連絡会議」において熱心に議論・検討を重ねていただきました委員の皆様、並びに多くの貴重な御意見を賜りました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成 14 年 10 月